

愛媛県国際農業者交流協議会会則

昭和49年4月5日改正

昭和50年5月30日改正

昭和54年5月16日改正

平成17年7月15日改正

平成21年7月25日改正

平成22年7月23日改正

(第1章 名称および事務所)

第1条 本会は、愛媛県国際農業者交流協議会と称する。

第2条 本会の事務所は、愛媛県松山市祝谷町1-5-45祝谷ハイツ201号室におく。

(第2章 目的および事業)

第3条 本会は、海外農業実習の体験と研究にもとづき、農業近代化の実践活動を根幹として、会員相互の親睦と研さんをはかるとともに、海外移住ならびに農村青年の海外派遣事業の推進に協力して、農家経済の成長と発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農業近代化のための推進活動
- (2) 内外農業事情の調査ならびに情報交換
- (3) 海外移住ならびに農村青年海外派遣事業の推進協力
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(第3章 会員および役員)

第5条 本会の会員は、海外派遣農村青年をもって組織する。

- (1) 前条の事業達成のため、支部をおくことができる。
- (2) 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

第6条 会員は、次の理由によってその資格を失う。

- (1) 脱退
- (2) 除名
- (3) 死亡

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 支部長 若干名

第8条 役員を選任

- (1) 支部長は支部で選任する。
- (2) 理事および監事は支部長との議を経て総会において、これを選任する。
- (3) 会長ならびに副会長は、理事の互選とする。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 会長事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 会計は、会計を担当する。

4 監事は、会計および業務を監査し、これについて理事会に意見を述べ、また、総会に報告しなければならない。

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 補欠就任役員は、前任者の残存期間とする。

第11条 本会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、理事者の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

3 顧問および参与は、総会および理事会において意見を述べるることができる。

(第4章 総会および理事会)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

第13条 通常総会は、毎年度1回会長がこれを召集する。

第14条 臨時総会は、会長が必要と認めたときは、これを召集する。

第15条 次の事項は総会の決議を必要とする。

(1) 事業計画および収支予算に関する件

(2) 事業報告および決算に関する件

(3) 役員の選出と解任および選任

(4) 会則の変更

(5) 解散

第16条 総会は会員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし委任状をもって出席とみなす。

2 決議は出席者の過半数による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第17条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の必要があったときは、会長がこれを召集することができる。

第18条 この会に事務局をおき、会長の指示により、会の事務を処理する。

(第5章 解散)

第19条 本会の解散は総会において議決したときによるものとする。

(第6章 経費)

第20条 本会の経費は、会費、入会金、寄附金、助成金をもってこれに充てる。

(第7章 会計)

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(第8章 附則)

第22条 本会則は、昭和46年4月1日から施行する。

会費規程

会費は年額3,000円を納入するものとする。